附表　耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		Ⅰ （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。）	Ⅱ （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。）	Ⅲ （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。）
（1）	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）	Is ＜ 0.3 又はq ＜ 0.5	左右以外の場合	0.6 ≦ Isかつ1.0 ≦ q
（5-2）	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1990年版）	Is/Iso ＜ 0.5又は $C_T \cdot S_D$ ＜ 0.15	左右以外の場合	1.0 ≦ Is/Isoかつ 0.3 ≦ $C_T \cdot S_D$ ≦ 1.25
				1.25 ＜ $C_T \cdot S_D$
（5-3）	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2001年版、2017年版）	Is/Iso ＜ 0.5 又は $C_{TU} \cdot S_D$ ＜ 0.15·Z·G·U	左右以外の場合	1.0≦ Is/Iso かつ 0.3·Z·G·U ≦$C_{TU} \cdot S_D$
（12）	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	Is/Iso ＜ 0.5 又は $C_{TU} \cdot S_D$ ＜ 0.15·Z·G·U	左右以外の場合	1.0≦ Is/Iso かつ 0.3·Z·G·U ≦$C_{TU} \cdot S_D$
（15）	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法	―	―	確認できる

（国技術的助言　平成31年1月1日　国住指第3209号　別表1並びに別表2（一部略））

※附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずる恐れは少なく、倒壊する恐れはない。

※附表に掲げる耐震診断の方法のうち、（5-2）、（5-3）及び（12）の方法における安全性の区分については、補正係数（表中のU及びIsoを算出する際に用いるU）を1.0とした場合を示している。